

住まいをどう守る。市民の努力と建築家の役割

市民シンポジウム

市民は純粋に「良い住まいを求めて」豪華なパンフレットやモデルハウスなどを頼りに大きな期待と不安の中で重大な決意をして生涯の大きな買い物をしています。その陰で、漏水・構造強度の不足・建築基準法違反などの欠陥などで人生を狂わすような苦しみに遭遇する人が後を絶ちません。

良い住まいを求めるための進め方はどうあるべきなのか。市民が被っている住まいの被害とはどんなものなのか。被害を回復するための市民の苦しみや解決の難しさの実情はどうか。住まいの被害は最大の消費者問題とも言えるが消費生活相談のあり方は。

当公益社団法人日本建築家協会近畿支部では、長年にわたって市民の住まいの問題の相談に応じてきましたが、（これから住まいを作る市民のため知識）ばかりでなく（被害を受けてからの苦しみの叫びと解決に向けた進め方）などの相談件数が多いのが実情です。

＜市民はどう努力し、建築家など専門家はどのように支援すべきか。＞

欠陥住宅被害者と市民・建築家・弁護士らが共に考えるための集いを企画しました。より多くの市民・住まいの被害者・消費生活相談員・建築家などの参加を募ります。

市民シンポジウム **住まいをどう守る。市民の努力と建築家の役割**

日 時：27年10月24日（土） 午後1時00分～4時45分

場 所：大阪市立総合生涯学習センター（第1研修室）TEL(06)6345-5000

大阪市北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階

第1部 **住まいの被害を防ぐための住まい作りの常識**

新築やリフォーム工事の進め方、見積り・発注方法・工事中確認など、発注者として知っておくべき知識と常識 講演：（建築家）

第2部 **欠陥住宅被害の報告と解決上の問題点**

新築・リフォーム工事での被害の実情と解決の難しさなどの事例に基づいて報告し、被害者が訴え、建築家・弁護士が専門的内容を解りやすく解説する。

報告者：建築家・弁護士・住まいの被害者など

①屋根が吹き飛ばす新居の住み心地（当初案内からテーマを変更しています。）

②公営分譲新築住宅でも苦しむ市民の叫び

③最高裁で勝訴しても救済されない欠陥住宅被害

第3部 市民シンポジウム **住まいに関する市民の知識と建築家の役割とは？**

住まいの被害はなぜ起きる。正しい住まい造りとは何か。被害回復の方法は裁判しかないのだろうか。設計者・工事会社・住宅販売業者の責任とは何か。

定 員：80名程度（申込み先着順で閉め切らせていただきます。）

資料代：1000円（当日の受付にてお渡し下さい。）

主 催：公益社団法人日本建築家協会近畿支部（建築相談委員会）

申込先：公益社団法人日本建築家協会近畿支部 FAX(06)6229-3374

TEL(06)6229-3371・Eメール：jia@bc.wakwak.com

